

あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格や電気・ガス料金等の高騰を受けている障害福祉サービス等事業所を支援するため、障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するに当たり、あきる野市補助金等交付規則（平成7年あきる野市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、令和7年10月1日において、東京都又はあきる野市からの指定を受け、あきる野市内で別表に定める障害福祉サービス等事業所を運営する法人とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、別表の障害福祉サービス等事業所のサービス種別（以下「サービス種別」という。）ごとに同表の右欄に定める支給金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する障害福祉サービス等事業所は、対象としない。

- (1) 障害福祉サービス等事業所の同一建物に併設される介護サービス事業所等が、別に定めるあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領に基づき給付金の支給を受ける場合
- (2) 給付金の申請時において、休止又は廃止により利用者の受入れが行われていない場合
- (3) 給付金の申請時より直近3か月間において、利用者の受入れ実績がない場合
- (4) あきる野市の委託料で別表のサービス種別の運営管理が行われている場合

(申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 給付金の申請期限は、令和7年12月19日とする。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金を支給することと決定したときはあきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことと決定したときはあきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定による給付金の支給決定を受けた者は、市長に対して給付金の交付を請求するものとする。この場合において、第4条に規定する申請書兼請求書を請求書として取り扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 市長は、支給対象者から第4条第2項に規定する申請期限までに同条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条の規定による支給決定を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書兼請求書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、当該支給を行つた給付金の返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月14日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和7年12月19日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定による申請がなされた給付金に係る第5条、第7条及び第8条の規定については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	障害福祉サービス等事業所のサービス種別	支給金額
1	施設入所支援（短期入所併設含む。）	70万円
2	共同生活援助（短期入所併設含む。）	14万円
3	短期入所	14万円
4	生活介護 就労継続支援 就労移行支援	14万円
5	児童発達支援 放課後等デイサービス	14万円
6	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 保育所等訪問支援	7万円
7	計画相談支援 障害児相談支援 地域定着支援 地域移行支援 自立生活援助	7万円

備考 区分4から7までについては、区分内で複数のサービスを提供していても、いずれか1つのサービスを提供しているものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

あきる野市長 殿

所在 地
 申請者 法人名
 代表者名

あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書

あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領第4条第1項の規定により、以下のとおり申請します。

また、支給の決定があったときは、以下の振込先に給付金の振込を依頼します。

給付金支給申請（請求）金額	円
---------------	---

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 信 用 組 合 労 働 金 庫	本 店 支 店 出張所
種 目	普通・当座	口座番号
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義		

※ 「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、必ず振込用の店名・口座番号を記入してください。

※ 振込先の情報は、この給付金の支給目的以外には利用しません。

申請内訳書

サービス種別		事業所番号	事業所名称	支給金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

あきる野市長

印

あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金の支給については、あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金支給決定額第5条の規定により、以下のとおり決定したので通知します。

給付金支給決定額	円
----------	---

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

あきる野市長

印

あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金の支給については、あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付事業実施要領第5条の規定により、以下のとおり支給しないことと決定したので通知します。

不支給の理由：